

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	地域環境整備対策（荒川ルール）	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	永澤慎二・永島智行	内線	2814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	地域環境整備対策費（35-18-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	11年度	根拠	「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	区内で大規模マンション（延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ10メートル超）が建設される場合において、その建設計画を早期に地域関係者に周知するとともに、地域関係者と事業者とが協議を行うための必要な手続きを定めることにより、建築紛争を未然に防止することを目的としている。				
対象者等	・大規模マンション（延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ10メートル超）の建築主				
内容	大規模マンションの計画の初期段階において開発事業者側の構想が周辺住民に伝わるミニアクセス的な住民参加型まちづくりの仕組みとして「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」（荒川ルール条例）を制定し実施している。（平成18年12月15日制定、同日施行）				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成10年、荒川区荒川1丁目39番に31階建て超高層マンションの建設が計画され、周辺住民は「高さ制限条例の制定」を求める直接請求を平成11年3月に区議会に提出した。直接請求は否決されたが、この問題を契機として「荒川区マンション建設の伴う地域環境の配慮に関する要綱」（荒川ルール要綱）を平成11年11月1日に制定した。</li> <li>・上記要綱の対象を拡大し、内容を充実させるため、平成18年12月15日、「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」を制定、同日施行。</li> <li>・平成19年5月31日、荒川ルール要綱を廃止。</li> </ul>				
必要性	良質なマンションの供給と地域環境の保全と向上のため必要である。				
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	1,025	258	258	258	235	3,747	3,914	
決算額（20年度は見込み）	125	188	167	41	227	3,418		
人件費				3,539	5,225	5,245		
【事務分担当量】（%）				70	90	150		
合計（+）	125	188	167	3,580	5,452	8,663	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	125	188	167	3,580	5,452	8,663	0	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
届出件数	3	3	3	7	4	7		
事業者による説明会回数	4	11	8	17	7	7		
地域関係者会議の回数	7	10	10	27	23	50		
アドバイザー派遣回数	0	1	1	1	3	7		

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報酬	アドバイザー報酬		223	アドバイザー報酬	528	アドバイザー報酬	914
				非常勤職員報酬	2,557	非常勤職員報酬	2,557
	旅費	アドバイザー旅費	3	アドバイザー・非常勤旅費	12	アドバイザー・非常勤旅費	55
	食糧費	連絡調整会議用賄い	1	連絡調整会議用賄い	1	連絡調整会議用賄い	2
	使用料					会場使用料	60

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	建築紛争未然予防割合（％）	100	75	100	100	100	紛争未然予防件数 / 届出件数 20年度は見込み
	事業者による地域要望取入割合（％）	86	83	75	80	80	要望取入項目数 / 要望項目数 20年度は見込み

（問題点・課題 指標分析）	<p>1. 地域住民と開発事業者との立場と主張の違いの調整が難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高容積を望む開発事業者とより低層の建物を望む周辺住民との調整。</li> <li>・ 住民からの計画変更要求の多くが事業採算性を低下させるもの。</li> <li>・ 様々な住民要望（高さ、日照障害、電波障害、風害、緑地や歩行空間の確保、眺望、プライバシー保護など）の調整。</li> </ul> <p>2. 開発事業者と地域住民との協議・調整期間の長さの問題はないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3ヶ月間という短期間の間に双方の合意形成を図ることに無理が生じる場合がある。</li> </ul> <p>3. 紛争防止から協働の街づくりへの参加システムへ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画マスタープランに基づく街づくりを進めるためには、行政と地域住民、開発事業者による協働の街づくりが必要。</li> <li>・ 本条例が単なる敷地レベルの建築紛争防止から地区レベルの建築協定等が結ばれる取組が求められる。</li> </ul>
他 区 の 実 況	（ 実施 0 区                      未実施 22 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 19年度、手続きをよりスムーズに行うために、詳細なマニュアルを作成した。今後は、必要に応じてマニュアルの改正を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者が変わっても、条例による指導が一定となり、引継ぎも容易にできる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設計画に伴う解体工事のトラブルを防止するため、区が一定のルールをつくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解体工事に伴うトラブルでルールの手続きが遅れることを防止できる。</li> </ul>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	近隣住民とのマンション建築紛争を防止するためには、欠かせない制度である。

議 （要 旨 問 状）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成16二定 「荒川ルール」における区の立場について</li> <li>・ 平成17三定 「荒川ルール」における区の対応について</li> </ul>
-------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	開発許可制度	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	阿部正直	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）					
事務事業の種類	新規事業	( 20年度 19年度 )	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	43 年度	根拠	都市計画法
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	「土地の利用は公共の利益のため、一定の制限のもとにおかれるべきである」という都市計画法に定められた基本理念のもとに行っている制度で、建築行為を行うために一定規模以上の土地の区画形質の変更を行うことを規制することにより、無秩序な開発を防止し、良好な都市環境を確保することを目的としている。				
対象者等	主として建築物を建築するため又は特定工作物を建設するために、500㎡以上の土地の区画形質の変更を行う事業者				
内容	<p>以下の許可基準に適合していると認められた場合にのみ許可をし、良好な都市環境を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可申請の手続きが、法令等の規定に違反していないこと</li> <li>・ 設計が、法令等に基づく技術的基準及び都市計画に適合していること</li> <li>・ 申請者に、開発行為を行うために必要な資力及び信用があること</li> <li>・ 工事施工者に、開発行為に関する工事を完成させる能力があること</li> <li>・ 関係区域及び取り付け道路等開発許可に関連のある工事をしようとする区域内の土地又は工作物について、開発行為及び関連工事を行う場合の支障となる権利を有する者の相当数の同意を得ていること</li> </ul> <p>* 詳細は、荒川区開発許可審査基準に基づき許可を行う。</p>				
経過	<p>昭和43年6月15日 都市計画法公布 以下改正多数 平成12年4月 地方分権に伴い開発行為の許可に関する事務は、区長委任条項から特例条例による委任となる</p> <p>審査請求 2件（H10・H11） 国・都・区が行う開発行為についても開発許可の対象となる都市計画法の改正が行われた。（平成18年5月31日公布）</p>				
必要性	都市計画法に定められた事務である。				
実施方法	<p>( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )</p> <p>都市計画課職員による相談・審査・区長許可</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（20年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費	/	/	/	6,895	4,270	2,562	/	
【事務分担量】（%）	/	/	/	80	50	30	/	
合計（+）	0	0	0	6,895	4,270	2,562	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	6,895	4,270	2,562	0	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
許可件数	3	4	4	2	2	1	1	
開発登録簿写しの交付	4	12	17	12	24	25	8	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	許可までの日数（審査期間）	8日	8日	8日	9日	10日	標準処理期間65日を短縮させる。 （5ha未満の場合）
	審査請求件数	0	0	0	0	0	厳正な審査を行い、審査請求件数を0にする。

（指標分）	迅速な事務処理を行う一方で、審査請求に対して原告適格を広くとる傾向にあり、法の主旨を十分理解し、許可に当たっての慎重な対応が求められる。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法定事務であるとともに、秩序あるまちづくりを進めていくためには必要な事務である。

状況（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	都市計画審議会運営	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	永澤慎二	内線	2814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	都市計画審議会費（35-27-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	47年度	根拠	都市計画法
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	都市計画法による権限に属する事項と区長が諮問する都市計画に関する事項について調査、審議・答申すること及び都市計画に関する事項について、必要に応じて建議することで区長が行なう都市計画決定を補完する。				
対象者等	荒川区全域				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議内容 東京都決定、区決定の都市計画等についての調査、審議、答申または建議する。</li> <li>・ 条例及び規則改正（平成12年4月1日） 地方分権の推進に係る都市計画法の改正に伴い、法律に基づく都市計画審議会としたことにより、条例及び規則を改正した。 （1）構成員（平成12年4月1日） 学識経験者7人 区議会議員5人 関係行政機関の職員3人（東京都、警察、消防） 区民5人 計20人</li> <li>・ 平成12年度から運営要綱及び取扱要領を整備して会議を公開した。</li> </ul>				
経過	昭和47年 4月 1日 荒川区都市計画審議会条例施行 5月 9日 第1回都市計画審議会開催 平成12年 4月 1日 地方分権の推進に係る都市計画法の改正に伴い、条例・規則を改正 6月 1日 新たな委員構成による委員の委嘱 10月 20日 条例・規則の改正後の第2回都市計画審議会から会議の公開を実施				
必要性	区長が行なう都市計画決定を補完するために必要である。				
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	1,221	1,164	1,023	1,111	1,096	1,097	1,101	
決算額（20年度は見込み）	1,051	975	586	215	618	453		
人件費				6,125	2,186	2,683		
【事務分担量】（%）				100	40	90		
合計（+）	1,051	975	586	6,340	2,804	3,136	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,051	975	586	6,340	2,804	3,136	0	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
開催回数	5	5	3	1	3	2		
委員平均参加率	67	82	70	75	85	90		

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	審議会委員報酬	523	審議会委員報酬	366	審議会委員報酬	887
	特別旅費	審議会委員旅費	4	審議会委員旅費	3	審議会委員旅費	6
	食糧費	会議用賄い費	14	会議用賄い費	9	会議用賄い費	18
	役務費	会議録速記委託料	69	会議録速記委託料	69	会議録速記委託料	164
	使用料	開催会場使用料	8	開催会場使用料	5	開催会場使用料	26

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	審議会開催件数	1	4	2	5	-	必要に応じて開催 20年度は見込み
	案件審議件数	0	4	3	3	-	必要に応じて開催 20年度は見込み

（問題点・課題分析）	審議にあたっては、案件が専門的な面が多いため、区民代表委員の発言が少ない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
審議会前に、区民代表の委員への勉強会を実施する。	審議会の充実が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	都市計画は住民や専門家等の意見を聞くことが必要である。

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	都市復興計画	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本 和夫
		担当者名	川原 宏一	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）					
事務事業の種類	新規事業	（ 20年度 19年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠	荒川区災害対策基本条例	
終期設定	有 無	20 年度	法令等	荒川区震災等による被災市街地復興条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	区は、平成13年10月に被災後の市街地復興を迅速かつ円滑に推進していくため「震災等による被災市街地復興条例」を制定した。その後、この条例の趣旨に沿って平成15年9月に市街地復興の行動手順等を「都市復興マニュアル」として定めた。今後は、演習を通じて同マニュアルの見直しを検討するとともに、復興条例第8条の都市復興基本計画に対応する地区ごとの復興計画案を策定することで、復興に対する備えを進めていく。				
対象者等	大規模な地震の際、大被害が予想される地区				
内容	迅速かつ計画的な都市の復興を進めるには、事前に復興のモデルプランを備えておくことが有効であるため、被害想定に基づき導入可能な整備手法の検討を行う。				
経過	<p>年度</p> <p>9 都市復興マニュアル・生活復興マニュアル策定（東京都）</p> <p>10 都市復興マニュアルに基づく模擬訓練実施・以後毎年実施（東京都）</p> <p>11 荒川区地域防災計画の改訂</p> <p>12 東京都震災対策条例公布</p> <p>13・5月 東京都震災復興グランドデザイン 2月被災宅地危険度判定講習会・以後毎年実施</p> <p>10月 荒川区震災復興条例制定 3月 荒川区災害対策基本条例の改正</p> <p>14・12月 東京都第5回地震に関する地域危険度調査結果公表 3月 東京都震災復興マニュアル改訂</p> <p>15・9月 荒川区都市復興マニュアル策定</p> <p>19・3月 東京都地域防災計画改訂</p> <p>被災宅地危険度判定士 38名（平成19年度末現在）</p>				
必要性	迅速かつ計画的な都市の復興を進めるには、事前に復興のモデルプランを備えておくことが有効である。モデルプランは震災後、地区住民が話し合いを進めるための叩き台となる。				
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（20年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費				862	1,708	1,281		
【事務分担量】（%）				10	20	15		
合計（+）	0	0	0	862	1,708	1,281	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	862	1,708	1,281	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	地区別復興計画素案作成	3 地区	5 地区	5 地区	5 地区	5 地区	危険度 5 は 5 地区 1 3 丁目
	素案の組織決定	0 地区	0 地区	0 地区	5 地区	5 地区	
	素案と都市計画マスタープランとの整合				0 地区	5 地区	都市計画マスタープラン策定後の 21年度に実施予定

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興施策は、都市の復興、住宅の復興、くらしの復興、産業の復興に区分できるが、当区においては を当課が策定しているだけであり、他の復興施策の策定が求められている。</li> <li>・被災後、遅滞なく計画素案を住民に合意してもらうには、ある程度事前に情報開示する必要がある。</li> <li>・改定作業にとりかかった都市計画マスタープランの中で、平常時のまちづくりと復興計画の考え方との整合を検討する必要がある。</li> </ul>
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区） 新宿、足立

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
復興計画素案の再チェック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに策定させる都市計画マスタープランとの整合</li> <li>・都市の経年変化に合った実効性ある素案に改善</li> </ul>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	災害時における復興計画に迅速に対応するためにも必要である。

況（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	土地利用現況調査	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	入山幸男	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	土地利用現況調査費 35-75-50-01				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	61年度	根拠	都市計画法
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	経年的に土地の利用現況を調査し、荒川区又は東京都における土地利用計画・都市計画を立案する場合並びに都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）を策定する場合及びまちづくり施策の基礎資料とする。また、荒川区都市計画情報システムに反映させると共に、用途地域をはじめとする地域・地区等を記した都市計画図等を作成する。				
対象者等	区内全ての土地・建築物				
内容	<p>都市計画法第6条の規定に基づき実施するもの                      都市計画基礎調査（都市計画法第6条）に関する事務：概ね5年に一回（直近：平成15年度）                      土地利用現況調査 都市計画基礎調査のための実地調査：概ね5年に一回（直近：平成18年度）</p> <p>土地利用情報及び用途地域等の都市計画情報を常時管理し、まちづくり施策の基礎資料、20年度都市計画の変更等の事務に対応するもの                      用途地域等の都市計画変更に関する事務：大掛かりな変更は数年（概ね8年）に一度一斉見直しを行う（直近は平成16年度）が、小規模なものは随時行っている。                      荒川区都市計画情報システムの管理：通年                      荒川区都市計画図の作成・印刷：毎年                      荒川区白図の作成・印刷：毎年</p>				
経過	土地利用現況調査（昭和61年度以降5年毎） 都市計画基礎調査（昭和63年度以降5年毎） 用途地域等一斉見直し（平成8・16年度） 荒川区都市計画情報システム導入（平成13年度）				
必要性	・ は、都市計画法第6条に基づき義務付けられているものである。 は、都市計画法に基づき用途地域等の都市計画図書資料となるもの。 ~ は、まちづくり施策等に役立てるためのものである。				
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 都市計画・土地利用情報システム管理業務委託（19年度委託料 1,523 千円） 都市計画図等閲覧システム構築委託（19年度委託料 357千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	902	8,740	2,457	1,150	14,224	1,966	1,525	
決算額（20年度は見込み）	901	8,652	1,910	1,124	14,181	1,943	1,525	
人件費				4,310	2,562	3,416		
【事務分担量】（%）				50	30	40		
合計（+）	901	8,652	1,910	5,434	16,743	5,359	1,525	
国（特定財源）								
都（特定財源）		792			4,824		792	
その他（特定財源）								
一般財源	901	7,860	1,910	5,434	11,919	5,359	733	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	土地データ(件数)	42,219	42,219	42,219	42,219	42,219		
	建物データ(件数)	40,891	40,891	40,891	40,891	40,891		
	荒川区都市計画図（部）	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	荒川区白図（部）	100	100	100	100	100	100	100

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	システム管理		1,449	システム管理	1,523	システム管理	1,525
	土地利用現況調査		12,705	閲覧システム構築	357		
	TDM手数料		27				
	TDM著作物使用料			TDM著作物使用料	63		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	都市計画情報システム（GIS）の利用端末数	-	-	20	20	20	20ライセンス取得完了
	データ整備率（%）	100%	100%	100%	100%	100%	平成13年度土地利用現況調査よりデータ整理をシステム化し、整備率は100%（更新は5年毎）完了

（問題点・課題）	都市計画情報システムは20台まで導入可能なライセンスを得ており、ライセンスどおりの利用端末数を維持している。 都市計画情報システムの特徴を生かし、法に定める都市計画基礎調査の項目のデータ整備のみならず、まちづくり情報・補助金・道路・公園のデータ等も取り込むことで、総合的な情報システムに発展させていくことで、さらに有効活用できる。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
都市計画情報システムについては、新規情報を追加できる機能を新たに設置し、まちづくり情報のデータベース化の推進を図る。	様々な事業について、必要な情報がリアルタイムで取り出すことができる。
導入PCを増加させる	稼働数を増やすことにより、職員がこのシステムを利用する機会を増加させ、有効利用を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	土地利用現況を把握することはまちづくり事業策定等に役立つ

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	荒川区市街地整備指導要綱	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	阿部正直	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）					
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	52 年度	根拠	荒川区市街地整備指導要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	一定規模以上の建築物の建設等に関して荒川区のまちづくり施策との整合性をはかるため、必要な事項を定め、当区における市街地の秩序ある整備を促進するとともに、生活環境の向上と公共公益施設等との調和を図る。				
対象者等	次の建設事業 店舗等併用型集合住宅で延床面積1,000㎡以上のもの 6棟又は6戸以上の住宅建設 施行区域面積350㎡以上の土地での宅地開発 都市計画法第29条の開発行為に該当するもの 延床面積1,500㎡以上の建築物 その他区長が認めたもの				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行区域面積に応じた道路の整備</li> <li>・ 施行区域面積に応じた緑地等（地上部及び屋上部）の整備</li> <li>・ 防火水槽の設置等、防災対策の実施</li> <li>・ ゴミ置場、リサイクル物品保管場所の設置</li> <li>・ 電波障害対策の実施及び建物内CATVの導入</li> <li>・ 近隣関係住民への建設計画の説明等紛争の防止、近隣関係住民との調和の配慮</li> <li>・ 景観への配慮・ 土壌汚染の調査</li> </ul>				
経過	昭和52年11月1日制定以降、12回改正 最終改正 平成19年 9月27日				
必要性	事前相談及び各種の規定を設け、市街地の秩序ある整備を促進する必要がある。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 都市計画課職員による、事前相談、審査、協定締結、協定履行確認				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（20年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費				8,619	7,686	10,248		
【事務分担当】（%）				100	90	120		
合計（+）	0	0	0	8,619	7,686	10,248	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	8,619	7,686	10,248	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	事前相談（同一箇所複数相談）	73	75	82	78	55	38	
	事前申出書提出（件）	33	33	45	47	55	38	
	協定書締結（件）	20	18	28	34	16	14	
	協定履行確認（件）	17	14	14	10	8	3	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	協定締結率（％）	33/47 =70	20/55 =36	14/32 =43	-	100	各年度中に協定締結すべき物件の協定締結率。 (事前申出書の提出は前年度を含む)

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時代背景、経済状況、区の都市整備方針に沿った改正が常に必要である。</li> <li>・マンション条例の施行に伴い、一部の改正をおこなったが、さらに、改正が必要である。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 条例化実施済みの区あり（11区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
マンション条例の施行に伴い、不用となった条項の削除及びまちづくりの新たな方針に沿った改定。	区のまちづくり方針に沿った誘導が可能となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	区のまちづくり施策に合わせた開発誘導が必要である。

(状況)	議会（要旨）
------	--------

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	魅力ある都市景観づくり	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	永澤慎二	内線	2814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	魅力ある都市景観づくり事業費（35-84-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	11年度	根拠	荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例・
終期設定	有	無	年度	法令等	市街地整備指導要綱、景観法・都景観条例
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	都市景観形成の総合的・計画的な推進を目的とした荒川区都市景観基本方針に基づき策定した区の景観形成ガイドラインを踏まえ、一定規模以上の建築物の建設に際して、周辺環境との調和や景観への配慮など魅力ある景観づくりを推進する。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定規模以上の建築物の建築主</li> <li>宅地開発を行う事業主</li> </ul>				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒川区景観形成ガイドラインに沿って、景観形成の適切な誘導を図る。荒川区景観形成ガイドラインの窓口配布等</li> <li>荒川区市街地整備指導要綱を一部改正（平成11年12月1日）し、一定規模以上の建築物に対して、届出制度を実施。手続きフロー：事業者が建築計画立案 窓口事前相談 チェックシートの作成 事前申出 受理</li> <li>17年6月景観法の全面施行、19年4月東京都が景観法に基づく景観計画、景観条例の施行 各区においても景観行政団体への移行を視野に入れた景観計画策定の取り組みが進んでいる。区では本年度、区内の景観の状況や景観資源の把握をするための調査委託を実施し、その後、景観計画、景観条例を策定する予定である。</li> </ul>				
経過	平成6年度 平成7年度 平成8-10年度 平成11年度  平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観基礎調査</li> <li>景観基本方針策定調査</li> <li>景観基本方針案検討</li> <li>景観基本方針策定</li> <li>荒川区市街地整備指導要綱を一部改正（平成11年12月1日）し、一定規模以上の建築物に対して、届出制度を実施。</li> <li>日暮里富士見坂から将来にわたって富士山が眺望できるように、東京都及び関係機関に働きかけることを求める陳情（平成11年度第25号陳情）</li> <li>指導要綱のマンション部分を条例化した。</li> </ul>			
必要性	生活環境の質の向上を求める区民にとって、都市景観づくりは重要な要素である。				
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） <ul style="list-style-type: none"> <li>プロポーザルによる委託契約</li> <li>20年度 景観資源実態調査</li> <li>21, 22年度 景観計画・景観条例の策定、景観行政団体への移行手続き</li> </ul>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	6,034	
決算額（20年度は見込み）	-	-	-	-	-	-		
人件費				1,962	3,040	2,562		
【事務分担量】（%）				30	50	30		
合計（+）	0	0	0	1,962	3,040	2,562	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	1,962	3,040	2,562	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	景観チェックシート提出件数	26	26	38	45	55	63	
	指導要綱届出件数	33	33	45	47	55	63	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料					景観計画策定委託	6,034

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	景観計画策定進捗率	-	-	-	30	100	事例調査：10%、調査方針決定：20%、現状分析：30%、骨格案作成：50%、素案作成：70%、パブリックコメント：80%、策定完了：100%
	景観条例制定進捗率	-	-	-	30	100	
	チェックシート提出率（%）	85	100	100	100	100	

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川区市街地整備指導要綱の対象となる事業者には、平成11年12月1日から事前申出書の提出の際に、景観チェックシートの提出も義務付けている。そのため、事業者側には概ね浸透してきている状況である。</li> <li>・今後、街づくりを総合的かつ計画的に進めていく上で、景観づくりは大変に重要な要素である。また、平成17年6月の景観法の全面施行に伴い、より景観に配慮した街づくりが求められている。</li> <li>・こうした中で、良好な「荒川区らしい景観」を形成するには、息の長い持続的な取り組みが不可欠であり、その取り組みの指針となる景観計画、景観条例を策定することが急務である。</li> <li>・そのため、平成20年度に区内の景観の状況や景観資源の把握をするための調査委託を実施し、その後、景観計画、景観条例を策定する予定である。</li> </ul>
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 20 区                      未実施 2 区）</p> <p>条例制定：8区（新宿区、豊島区、北区、千代田区、文京区、台東区、江東区、世田谷区）                      要綱制定：2区（港区、足立区）                      基本計画、ガイドライン等策定：20区（条例・要綱制定区を含む）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
景観計画、景観条例の策定	良好な「荒川区らしい景観」を形成するため。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	生活環境の質の向上が求められている中、景観づくりは重要である。

状況（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・14年一定 「南千住東地域の景観形成について」</li> <li>・16年三定 「街の景観や賑わいに配慮した高架下（京成線・藍染川沿道）利用について」</li> <li>・17年四定 「景観条例の制定について」、「富士見坂の眺望を風景遺産について」</li> </ul>
--------	---

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	西日暮里駅周辺地区事業化検討	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本 和夫
		担当者名	川原 宏一	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）					
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 6年度	根拠	都市計画法		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	都市計画マスタープランでは、西日暮里駅周辺地区を日暮里広域拠点の一つとして「日暮里・舎人線の導入を契機に土地利用の高度化を図り、商業・業務機能の集積及び基盤施設の整備を促進すべき地域」と位置付けている。そのため、駅周辺にふさわしいまちづくり事業を検討する。				
対象者等	道灌山中学校跡地を含み、鉄道敷きと幹線道路に囲まれた地域(西日暮里五丁目25、29～37番)				
内容	<p>[状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日舎ライナー導入による用地処理に伴う建築物の建替えは、ほとんどが単独建替えだった。</li> <li>・地域内の公共施設には道灌山中跡地の他にひぐらし保育園、西日暮里在宅高齢者通所サービスセンターがある。</li> <li>・道灌山中跡地はNSO、フィルムロケーション、駐車場、駐輪場、地域開放用体育館等として暫定利用されており、まちづくり事業にむけた動きが顕在化していないことから、暫定利用を継続(平成22年3月まで)している。</li> <li>・西日暮里はJR、東京メトロ、日舎線及び都バスの交通結節点であることから、結節点機能及び駅前にふさわしい空間整備が求められる。</li> <li>・対象地域においては、道灌山通り沿いの部分だけが外部とのアクセスが可能であるが、そこは既に土地の高度利用が図られている。</li> <li>・日暮里舎人ライナー開業による人の流れの変化を機に地元に入り、条件整備やまちづくり機運の醸成に努め、事業化に向けた検討を開始する。</li> </ul>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成8年度 西日暮里駅周辺事業化推進地区検討調査</li> <li>・平成9年度 東西地区開発研究会発足（東地区：正式な会員募集まで至らなかった） （西地区：会則案を作成した）</li> <li>・平成12年度 道灌山中学校跡地利用方針決定</li> <li>・平成13年度 西日暮里スタートアップオフィス開始（同年10月～）</li> <li>・平成14年度 日暮里駅周辺のまちづくりの動向を見据え、それとの整合を図りながら計画を進めることとし、委託費は執行せず（政策企画課）</li> <li>・平成15年度 所管が都市計画課に変更、委託費未執行。</li> <li>・平成16年度 街づくりを誘導する時期は、新交通開業時とする都市整備部の方針を決定</li> <li>・平成17年度 暫定利用期間の2年間延伸（～20年3月）を決定</li> <li>・平成18年度 地元有志により街づくり協議会発足</li> <li>平成19年度中に再開発課へ所管替え</li> </ul>				
必要性	・西日暮里はJR、東京メトロ、日舎線及び都バスの交通結節点であることから、結節点機能及び駅前にふさわしい空間整備が求められる。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 平成20年度に調査委託を実施（再開発課）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（20年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費				862	854	854		
【事務分担量】（%）				10	10	10		
合計（+）	0	0	0	862	854	854	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	862	854	854	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	まちづくり事業の立上げ	-	-	-	-	100%	地元気運醸成 勉強会 協議会 事業化案決定

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日暮里のまちづくり（再開発3地区、交通結節点ほか）の進捗状況やコンセプトの整合をはかりつつ、道灌山中跡地や区立施設を含めた街づくりについての検討が必要な状況にある。</li> <li>・まちづくりは、地元の盛り上げを区が支援する形で進んでいくことが望ましい。</li> <li>・まちづくり協議会は、アンケートの配布・集計を行い、その結果を区に報告してきたが、意見はまちまちである。</li> </ul>
他区の実況	（ 実施 区                      未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	見直し	平成19年度中に再開発課へ所管替えしたため。

況 議 会 要 質 問 状 （ 要 旨 ）	<p>H17二定 道灌山中跡地の活用を含めた再開発に対する区の見解を問う</p> <p>H17四定 道灌山中跡地、日舎線駅のバリアフリー、駅前自転車駐車場</p>
---	---

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	西日暮里三丁目まちづくり計画検討	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本 和夫
		担当者名	川原 宏一	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	街づくり推進事務費（都市計画課）（35-24-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	17年度	根拠	
終期設定	有	無	21年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	西日暮里三丁目地域内の都市計画道路が、見直し候補区間に位置付けられたことを受けて、平成17年度から、同地域の歴史的・文化的資産を生かしたまちづくりについて、観光の視点も加えながら地域住民とともに検討し、都市計画道路の見直しと併せて、地域のまちづくり計画を策定する。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内の見直し候補区間所在はいずれも西日暮里三丁目地域内（面積13.5ha、約千世帯2,000人）</li> <li>路線名 補助92号線 補助188号線</li> <li>施行主体 東京都 荒川区</li> <li>計画幅員 20～22m 6～15m</li> <li>現況 区内は未整備 夕焼けだんだんを除きほぼ完成形</li> <li>・西日暮里三丁目地域は、富士見坂・ひぐらしの布袋・延命院貝塚・延命院の大椎など、歴史的・文化的資産があり、これらを生かし、かつ谷中地区との一体性を考慮した保全系のまちづくりを検討する。</li> </ul>				
内容	<p>平成17年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの必要性について住民説明会・まちづくりに対する住民意向調査</li> <li>・地元まちづくり組織の立上げ支援</li> </ul> <p>平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり協議会の設立及び運営支援（11回開催）</li> <li>検討テーマ「地域課題整理」「地域交通」「街並み・街づくり」</li> </ul> <p>平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりニュースの発行・配布（第1～6号発行・三丁目全戸配布）</li> <li>・まちづくり協議会における勉強会（10回開催）</li> <li>検討テーマ「安全・安心まちづくり」「計画素案の作成」</li> </ul> <p>平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりニュースの発行・配布（第7～10号発行・三丁目全戸配布）</li> <li>・まちづくり計画素案説明会・計画素案に対する住民意向調査</li> </ul> <p>平成21年度以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり協議会における勉強会「素案の修正」「案作成」「案の修正」</li> <li>・まちづくりニュースの発行・配布</li> <li>・まちづくり計画案説明会・計画案に対する住民意向調査</li> <li>地域合意形成 まちづくり計画策定 法的手続き</li> <li>東京都と都市計画道路見直し協議 地区計画決定・実施</li> </ul>				
経過	<p>昭和56年 第一次事業化計画</p> <p>平成3年 第二次事業化計画（～平成15年度）</p> <p>平成15年度 日暮里・谷中地区道路ネットワーク検討調査委員会（東京都主催、荒川区、台東区）</p> <p>平成16年3月 第三次事業化計画「区部における都市計画道路の整備方針」策定（東京都・特別区）</p>				
必要性	アンケート調査（平成18年1月、全戸配布、回収率23%）では、7割が都市計画道路の見直しの必要性を感じており、地域住民主体の地域特性を生かしたまちづくり計画の検討を支援する必要がある。				
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>まちづくり協議会の運営支援を中心に業務委託を実施する。</p> <p>委託業務名：西日暮里三丁目まちづくり計画作成等に関する業務委託</p> <p>受託者名：(株)都市総合計画 委託料：4,798,500円</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	2,316	4,801	4,800	4,800	
決算額（20年度は見込み）	-	-	-	2,288	4,787	4,799	4,800	
人件費				4,310	5,124	4,697		
【事務分担当】（%）				50	60	55		
合計（+）	0	0	0	6,598	9,911	9,496	4,800	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	6,598	9,911	9,496	4,800	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	まちづくり計画作成業務委託				2,288	4,787	4,799	4,800

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	13委託料	計画作成業務委託	4,787	計画作成業務委託	4,799	計画作成業務委託	4,800

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
指	まちづくり計画策定進捗率	10 %	25 %	50 %	75 %	100 %	地元説明・周知：10% 協議会設立：25% 骨格案作成：50% 素案作成：75% 策定完了：100%
標	まちづくり協議会の活動状況	準備会 開催	11回	10回	10回	6回	住民の関心度を示す指数 計画策定後も活動継続が理想
	住民アンケート回収率	23 %	未実施	14 %	20 %	25 %	住民の関心度を示す指数

(問題点・課題 指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単なる都市計画道路の廃止でなく、交通体系等の街づくりを将来的に担保する計画が必要である。</li> <li>・協議会員における自らがまちづくりを考える意識が向上しない。</li> <li>・今後、地区計画を都市計画決定していくことに向け、地権者との情報交換を進めていく必要がある。</li> <li>・当区の計画内容は、下記の谷中地区の事情や地区の一体性を考慮して定める必要がある。</li> <li>・都市計画道路の見直し作業について、東京都都市整備局と協議していく。</li> </ul>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 1 区                      未実施 区）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台東区側では、平成13年度から地元住民により谷中地区まちづくり協議会が活動しており、行政も密集事業やまちづくり交付金事業を進めている。地区内は開発系と保全系に意見が分かれていると聞いており、都市計画道路の見直しについての議論も進んでいない状況にある。</li> </ul>

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	都市計画道路の見直し作業について、東京都都市整備局との協議が必要である。	見直し作業実施時にスムーズに行うことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	地域住民が自らの手で自らのまちの将来計画を策定する、荒川区において初めての取り組みであり、今後のまちづくり手法のモデルとなる。

(状況 要旨)	H17四定      補助92号線の見直しについて見解を問う
------------	--------------------------------

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	都市計画マスタープランの策定	部課名	都市整備部 都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	菊嶋 信一	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	都市計画マスタープラン策定費（35-79-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	17年度	根拠	都市計画法第18条の2
終期設定	有	無	20年度	法令等	（市町村の都市計画に関する基本的な方針）
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	新たな基本構想の策定を踏まえ、区の街づくりの指針となる都市計画マスタープランを新たに策定する。				
対象者等	区民及び事業者をはじめ、区の各街づくり施策担当				
内容	<p>都市計画法の改正を受けてH9年3月に策定した「荒川区都市計画に関する基本的な方針」（都市計画マスタープラン）が10年度目を迎え、社会状況の変化、街づくりに関する諸事項の変遷により、現状に一致しない事項や新たな課題が出てきている。</p> <p>H18年度に策定された「荒川区基本構想」及び広域自治体としての方針である「東京都都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」の内容も反映した新たな都市計画の方針を策定する。</p> <p>H19年度末までに中間素案を策定し、H20年度完了を目指す。</p>				
経過	<p>H8年度：現行の都市計画マスタープラン策定</p> <p>H17年度：基礎資料となる他の自治体の取り組み状況の調査等実施</p> <p>H18年度：区の策定方針検討のための資料作成、委託業者選定プロポーザル実施</p> <p>H19年度：策定業務委託、基礎調査及び中間素案まとめ作成</p>				
必要性	建て替えや高層化等による都市の更新、高密度化が無秩序に行われるのを防ぐと共に、健全かつ適正な都市の発展を誘導するために、区の街づくりの基本的な方針となる都市計画マスタープランの時代に即した見直しを行うことが必要である。				
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>業務委託 平成19年度「荒川区都市計画マスタープラン策定に関する業務委託」 委託先：パシフィックコンサルタンツ株式会社 委託料：9,817,500円</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	-	-	10,000	11,805	
決算額（20年度は見込み）	-	-	-	-	-	9,818	11,805	
人件費				4,310	4,234	6,404		
【事務分担量】（%）				50	100	125		
合計（+）	0	0	0	4,310	4,234	16,222	11,805	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	4,310	4,234	16,222	11,805	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	委託業者選定プロポーザル					完了		
	計画策定業務委託						委託完了	委託予定
	計画策定作業						実施中	完了予定

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料			策定業務委託費	9,818	策定業務委託費	9,486
	需用費					印刷・製本費	2,319

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
指	都市計画マスタープラン策定進捗率（％）	10	30	70	100	100	事例調査：10%、調査方針決定：20%、現状分析：30%、骨格案作成：50%、素案作成：70%、パブリックコメント：80%、策定完了：100%
標	住民からの意見集約達成度（％）	-	20	80	100	100	アンケート実施：20%、ワークショップ開催：80%、パブリックコメント：100%

（問題点分析）	<p>課題 1) 荒川区住宅マスタープランなど現在策定作業中の関連計画との整合を図り、街づくりに関する総合的な計画とする。 2) 関係所管課と事業の実現可能性等について協議を行い、計画内容の精度を高める必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 6 区                      未実施 16 区）</p> <p>改正を行った区 新宿区（H8 - H20）、台東区（H6 - H18）、世田谷区（H8 - H17）、杉並区（H9 - H14）、豊島区（H12 - H16）、足立区（H6 - H18）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
特になし	特になし

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	現行の都市計画マスタープラン策定時のH8年度から現在までに、まちづくりを取り巻く環境は地区計画等への区民参加や都市景観の保全などの面で大きく変化しており、区のまちづくり施策の指針となる当マスタープランの改正は早急を実施する必要がある。

（状況）	<p>・15二定 「都市計画マスタープランの見直しについて」 ・18一定 「都市計画マスタープランの見直しについて」 ・19二定 「新たな都市計画マスタープランの考え方について」</p>
------	---

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	区民の手によるまちづくりの支援	部課名	都市整備部 都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	菊嶋信一	内線	2812
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（20年度）					
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	安全安心都市[ ]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民が自主的にまちづくりを行うため、地区計画制度を活用し易くするための仕組みづくり</li> <li>・まちづくり施策に区民の意見を反映するための総合的な仕組みづくり</li> <li>・区民参加のまちづくり実現のための、街づくり条例の制定</li> </ul>				
対象者等	区民				
内容	<p>区民が地区計画制度を活用し易くするための仕組みづくり</p> <p>区民が主体となってまちづくりを考える手法である地区計画制度の導入を検討している西日暮里三丁目 目の検討経過等を踏まえ、地域住民に真に必要な情報等を反映した地区計画の手引きやガイドを作成 すると共に、初期の各種相談に即時に対応できる体制の整備及び検討段階における支援の検討を 図る。</p> <p>まちづくり施策に区民の意見を反映するための総合的な仕組みづくり</p> <p>再開発事業の施行主体である組合若しくは協議会や密集住宅市街地整備促進事業による連絡会、区 政改革懇談会の委員等、各施策を通して関わりのある住民やグループの各種情報の一元化とそのセキ ュリティシステムの確立及び関連データのまちづくりへの活用を検討する。</p> <p>区民参加のまちづくり実現のための、街づくり条例の制定</p> <p>荒川区基本構想が示す区民の主体的なまちづくりへの参画を実現するため、以下の事項に留意した街 づくり条例を制定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区の街づくりの基本的な理念</li> <li>・現行制度の体系化</li> <li>・区民主体の街づくり（地区計画など）のルール化</li> <li>・街づくりに関する団体、NPOなどへの支援</li> </ul>				
経過	中低層市街地における高層マンションの建設などにより、それまでの住環境に即しない無秩序な開発が多発し ており、それらの周辺住民の防衛意識の高まりと共に良好な住環境の保全や推進への関心が高まりつつある。				
必要性	基本構想の基本理念にある区民の主体的なまちづくりへの参画の実現及びマンション建設反対運動などをき っかけとする住民の街づくり活動への支援など、区民の手によるまちづくりの支援制度の整備が必要である。				
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 都市計画マスタープランの策定作業における基本的な街づくりの方針が明確化するのを受けて、区民の手によ るまちづくりの具体的な支援策や仕組みづくりの検討を進めていき、併せて街づくり条例制定のための実態調 査の実施及び住環境の保全等の手法を検討する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（20年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費				-	1,570	1,585		
【事務分担量】（%）				-	40	40		
合計（+）	0	0	0	0	1,570	1,585	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	1,570	1,585	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	地区計画手続条例改正の進捗率	-	10	20	50	100	事例調査：10%、調査方針決定：20%、現状分析：30%、骨格案作成：50%、素案作成：70%、パブリックコメント：80%、策定完了：100%
	街づくり条例制定の進捗率	-	10	20	30	100	事例調査：10%、調査方針決定：20%、現状分析：30%、骨格案作成：50%、素案作成：75%、策定完了：100%
	支援制度確立の進捗率	-	20	30	50	100	事例調査：10%、調査方針決定：20%、現状分析：30%、骨格案作成：50%、素案作成：75%、策定完了：100%

（問題点・課題）  
 地区計画は、市街地の住環境向上や商店街の基盤整備、景観形成など様々な秩序化への活用が考えられるため、それらの目的に対応できる住民参加の手法を確立する必要がある。  
 各街づくり事業における住民組織との話し合いを継続するとともに、意見を反映させる仕組みや住民組織の自立化を検討する必要がある。  
 街づくり条例は、既に施行若しくは検討している諸制度を集約することとなるため、制定に際しては法令・諸制度の関わり方の整理及び荒川区に適した法体系の在り方などを検討する必要がある。併せて、専門的知識のもとで全国的な関係法令の動向や社会的傾向、経済の動向及び区内市街地の今後の動向などを把握、反映させることが必要である。

（他区の実況）  
 （実施区 未実施区）  
 まちづくり条例制定区（計10区）：千代田区、新宿区、台東区、墨田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、杉並区、練馬区、足立区  
 ただし、新宿区、千代田区、台東区は、景観条例とまちづくり条例と一体で制定

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
地区計画制度の導入を検討している西日暮里三丁目のまちづくりの検討経過から得られる情報収集を行う。	実践を通して得られる課題、問題点の把握し、後の区民が求める必要な情報を提供できる仕組みづくりの検討に反映させる。
都市計画マスタープランの検討過程における区民会議の今後の活用を検討する。	まちづくり全般に関する知識を提供することで、リーダーの育成につながる。
区内の建物状況等の実態及び傾向を踏まえた荒川区に即した街づくり条例の在り方を検討するため、調査委託を実施する。	調査結果を踏まえた街づくり条例を制定することで、実効性のある住環境整備手法が確立する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	時代の要請である住民主体のまちづくりを実践していくためには最優先に検討する必要がある。

（議案要旨）  
 H19年二定：「高度制限地区条例や特別用途地域、地区計画等の活用について」

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例（マンション条例）	部課名	都市整備部都市計画課	課長名	山本和夫
		担当者名	阿部正直	内線	2813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）					
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 19年度	根拠法令等	荒川区集合住宅の建設及び管理に関する条例		
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	集合住宅の建築及び管理に関し基本的事項を定めることにより、良好な生活環境と豊かな地域社会の形成に資する				
対象者等	計画戸数15戸以上の集合住宅の建設事業				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住戸面積・天井高の制限等</li> <li>・近隣関係住民への建設計画の説明等紛争の予防、近隣関係住民との調和の配慮</li> <li>・施行区域面積に応じた道路の整備</li> <li>・施行区域面積に応じた駐車施設の設置</li> <li>・防火水槽の設置等、防災対策の実施</li> <li>・電波障害対策の実施</li> <li>・景観への配慮、土壌汚染の調査</li> </ul>				
経過	平成19年9月27日制定				
必要性	集合住宅の建築及び管理についての基本的な基準を定め、良好な住環境と豊かな地域社会の形成を促進する必要がある。				
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 都市計画課職員による事前相談、審査、工事完了検査				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（20年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費	/	/	/	/	/	/	/	
【事務分担量】（%）	/	/	/	/	/	/	/	
合計（ + ）	0	0	0	0	0	0	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
事前相談（同一箇所複数相談含む）	-	-	-	-	-	30	6	
建築計画書提出（件）	-	-	-	-	-	30	6	
工事完了検査	-	-	-	-	-	0	0	

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	申請時の条例適合率（％）	-	-	30/30 =100	100	100	申請時の条例適合率
	完了検査時の条例適合率（％）	-	-	-	100	100	完了検査時の条例適合率

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年に区民や区議会の要望により短期間で制定した条例であるため、運用の中でさらに詳細にわたる検討が必要である。あわせて、関連する他の条例との整合を図る必要がある。</li> <li>・協議項目が多数あることや工事完了検査時に確認しなければならない協議項目もあることから、完了検査時の確認が重要である。</li> </ul>
他区の実況	（ 実施 区                      未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	重点的に推進	マンション建築紛争の防止や良好な居住環境の形成に不可欠である。

（状況）	<div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>
------	---

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	建築指導事務	部課名	都市整備部建築課	課長名	高木 正人
		担当者名	大西 一朗	内線	2845
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	建築指導事務費（35-09-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	年度	根拠	建築基準法、バリアフリー法、東京都建築安全
終期設定	有	無	年度	法令等	条例、福祉のまちづくり条例等
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[ ]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令等に適合しているか否かを審査及び検査するとともに、建築物が適正に建築及び維持されるように、違反建築物等の是正、発生防止等の調査及び指導をし、区民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進を図る。				
対象者等	建築物の新築、増築又は改築等を計画する建築主及び既存建築物の所有者等。				
内容	1 建築確認審査及び検査 2 許可・認定 3 融資住宅の審査 4 建築物の監察 5 各種調査及び証明				
経過	・昭和25年5月24日 建築基準法制定（11月23日施行） ・平成14年7月 建築基準法の集団規定に関し各種制限の緩和が図られるとともに、シックハウスに係る規制を含めた措置が講じられた。 ・平成17年9～11月 アスベスト問題、建築確認にかかる構造計算書偽装事件が発生した。 ・平成18年6月 建築物の安全性確保を図るため、建築確認・検査の厳格化、構造計算適合性判定、指定確認検査機関業務の適正化、建築士等の業務の適正化及び罰則の強化、図書の保存等建築基準法が強化された。 ・平成19年6月 構造計算適合性判定機関が認可される。（11機関） ・平成19年6月20日 改正法が施行される。				
必要性	建築基準法に基づく地方自治体の基本的事務				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	473	814	601	2,808	528	15,323	10,939	
決算額（20年度は見込み）	364	712	456	2,687	490	3,711	10,939	
人件費				100,072	100,736	100,161		
【事務分担量】（%）				1,190	1,230	1,230		
合計（+）	364	712	456	102,759	101,226	103,872	10,939	
国（特定財源）				690				
都（特定財源）	96	95	95	95	95	121	95	
その他（特定財源）	19,407	16,068	12,746	10,819	13,115	16,881	22,255	
一般財源	-19,139	-15,451	-12,385	91,155	88,016	86,870	-11,411	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
建築確認申請数	429	373	271	236	240	205		
違反件数	40	47	78	72	116	89		
証明発行件数	1,891	1,017	1,366	1,506	2,060	2,351		
閲覧件数			673	1,100	1,417	1,938		
構造計算適合性判定件数						14		

# 事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需用費	消耗品購入(図書等)		205	消耗品購入(図書)	418	消耗品購入(図書)	320
	役務費			判定機関への郵送料	0		
	委託料	特定建築物定期報告	235	特定建築物定期報告	1,003	特定建築物定期報告	1,147
				構造計算判定委託料	2,290	構造計算判定委託料	9,472
負担金補	支援システム運用協議会		50				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
完了検査実施率		74%	65%	74%	-	80%	検査済件数 / 確認申請件数
標							

（問題点・課題）

1 平成17年に起きた構造計算書偽造事件を契機として、建築基準法を始め建築物の安全確保を図るための法律が改正された。その内容は、建築確認・検査の厳格化、指定確認検査機関の業務の適正化、建築士等の業務の適正化及び罰則強化等で、適正な執行が求められる。

2 平成11年に指定確認検査機関が設立されて以来、今日まで処分をめぐるトラブルも生じている。建築確認審査体制の見直しが検討されており、指定確認検査機関への指導、監督の強化を図る必要がある。

3 建築行政に対する区民の信頼性の回復を図る必要がある。平成19年6月以降は、構造計算適合性判定機関（14機関）も認可され、構造計算のダブルチェックを行うなど建築確認の厳格化が図られたが、確認業務に時間がかかるため、確認業務の円滑化が課題となっている。

他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）
-------	-----------------

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
建築物の安全確保を図るため、建築確認済証の交付時、建築主等に完了検査を受けるよう、前年に引き続き啓発文書を配布する。	完了検査の実施率が高くなることにより、法令に適合した建築物が増加し、安全性の高い街づくりが図れる。
建築確認等の受付体制を充実強化し、受付台帳等の電子化等の促進を図るとともに、各種の問い合わせに迅速に対応できる体制の確保を目指す。	建築確認等区民の建築に対する問い合わせに、迅速で的確に対応することにより、建築行政に対する区民へのサービスの充実が図れる。
指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関との連携体制等の強化について検討する。	指定確認検査機関や指定判定機関との連携を密に図ることにより、建築行政に対する区民の信頼性を高めるとともに、活性化が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	区民の生命、健康、財産の保護を図るために、建築物の安全性を確保することは重要であり、地方公共団体における基本的な事務である。

議会（要旨）	
--------	--